

ID: 281

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等による使用の許可		
例規名 根拠条項	八頭町営住宅条例 第40条第1項		
例規番号	平成17年条例第158号		
<p>【根拠条文】 (社会福祉法人等による町営住宅の使用の許可) 第40条 町長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。 2 町長は、前項の許可に条件を附することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日